

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年12月

倉吉交通株式会社

その1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：令和2年度（R1.9.21～R2.9.20）

令和3年度（R2.9.21～R3.9.20）

(1) 「総合安全プラン2020」を達成するための鳥取県の取組目標

鳥取運輸支局、バス・タクシー・トラック協会で構成する

「自動車安全対策会議鳥取県部会」において、過去の事故件数等を基にバス、タクシー、トラック各部門における事故削減目標が決定された。

① 2020年までに死者数 0人

（バス0人 タクシー0人 トラック0人）

② 2020年までに人身事故件数 20件以下

（バス0件 タクシー0件 トラック20件以下）

③ 令和2年までに飲酒運転 0件

【鳥取県の目標を達成するための中目標】

鳥取県の目標を達成するための中目標としてバス、タクシー、トラックで最も多い事故形態である、歩行者・自転車事故の減少を目指すこととなった。

① 歩行者、自転車との事故防止

② 健康起因事故の防止

倉吉交通においても上記を目標とした。

(2) 令和2年度目標とその達成状況

【達成状況】

① 歩行者、自転車との事故の発生はなく、目標を達成できた。

② 健康に起因する事故の発生はなく、目標を達成できた。

(3) 令和3年度の目標

- ① 歩行者、自転車との事故防止
- ② 健康起因事故の防止
- ③ 後退事故の防止

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く。）

（期間：令和元年9月21日から令和2年9月20日まで）

0件

その2 運輸規則第47条の7第2項による、処分の内容・講じた措置の公表

*行政処分なし